

吹田市屋外広告物条例の制定 に関する説明会

日時：令和2年2月28日（金）

会場：市民公益活動センター会議室

吹田市 都市計画部 都市計画室

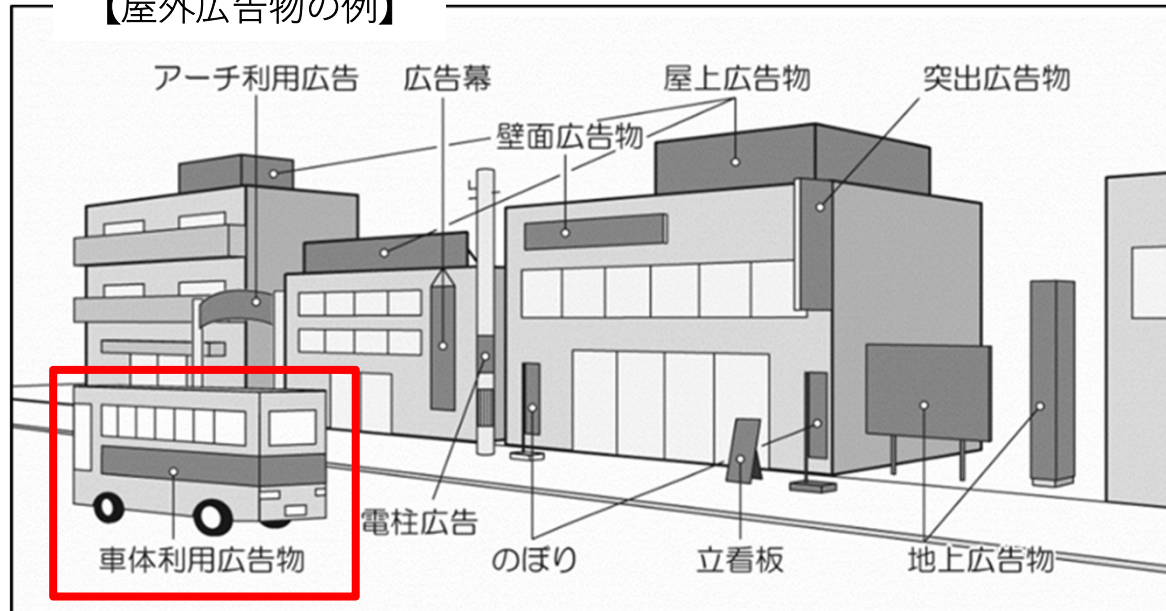
- 1. 市条例の内容**
- 2. 許可基準について**
- 3. 手続きの流れについて**

1. 市条例の内容

屋外広告物とは

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

【屋外広告物の例】



市条例施行後



車体利用広告物も
規制対象となる。

市条例の内容

1

目的

市条例第1条

この条例は、

- ① 「良好な景観を形成し・風致を維持」
- ② 「公衆に対する危害を防止」

を目的として、

- ① 「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持」
- ② 「屋外広告業」

について必要な規制を定める。

市条例の内容

2

禁止区域

市条例第7条

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 生産緑地地区
- 文化財等に係る指定地域
- 道路・鉄道に係る指定地域
- 古墳及び墓地

市条例施行後



第2種低層住居専用地域と
生産緑地地区が追加される。

市条例の内容

2

禁止区域

市条例第7条

➤ 文化財等に係る指定地域

文化財等の名称	所在地又は範囲	指定地域
旧西尾家住宅	内本町	当該建造物及びその敷地の全部
吉志部瓦窯跡	岸部北	当該地域の全部
七尾瓦窯跡	岸部北	当該地域の全部
山田伊射奈岐神社本社本殿	山田東	当該建造物及びその敷地の全部
中西家住宅	岸部中	当該建造物及びその敷地の全部
蔵人稻荷神社本殿	豊津町	当該建造物及びその敷地の全部
江坂素戔鳴尊神社本殿	江坂町	当該建造物及びその敷地の全部
ヒメボタル生息地	高野台（山田西 千里緑地第4区）	当該地域の全部

市条例の内容

2

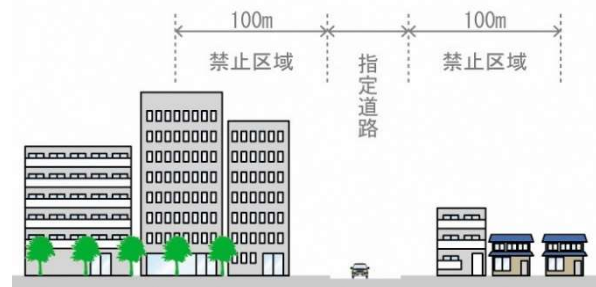
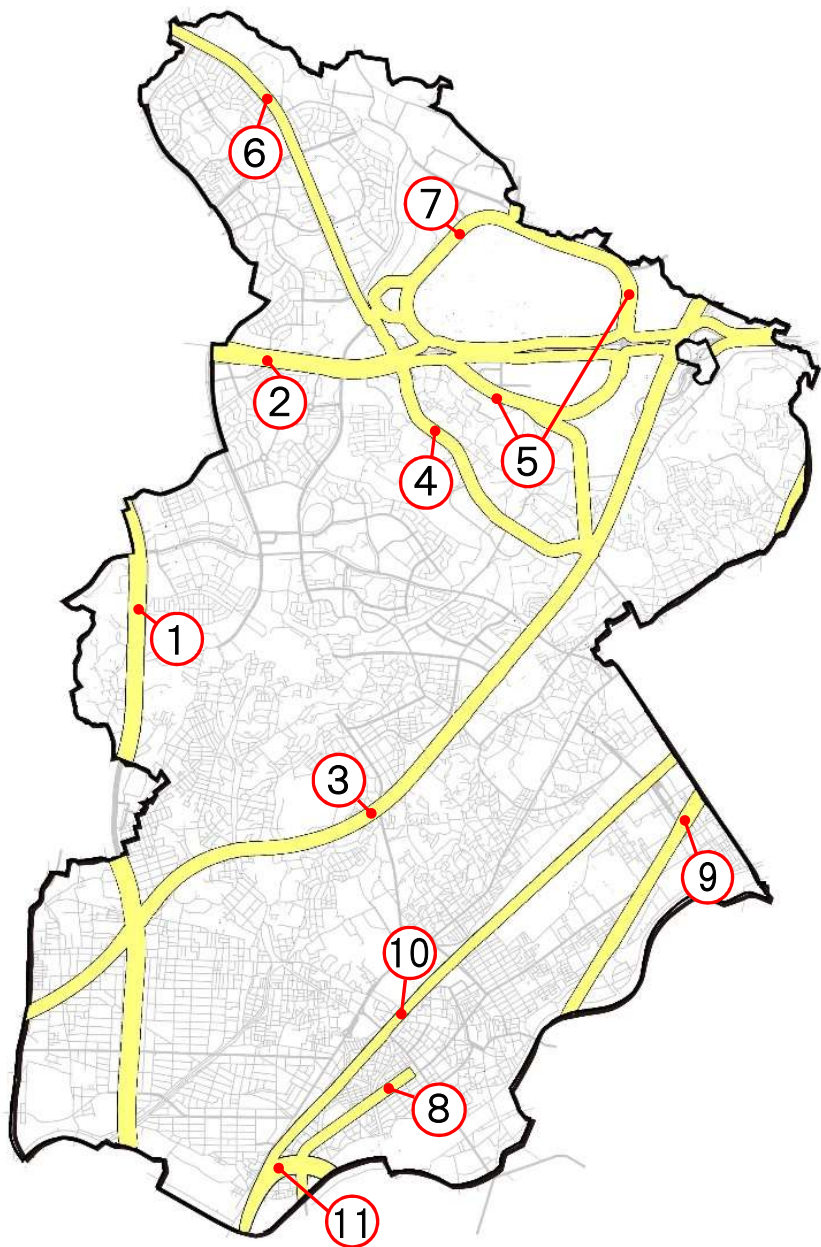
禁止区域

市条例第7条

➤ 道路・鉄道に係る指定地域

道路・鉄道等の区間（本市の区域内）	道路等に接続する地域
一般国道423号	路端から両側100メートル未満の区域
府道大阪中央環状線（都市計画道路大阪中央環状線）	
名神高速道路	
府道大阪中央環状線（都市計画道路箕面山田線・山田摂津線）	
府道茨木摂津線	
府道箕面摂津線	
府道南千里茨木停車場線	
都市計画道路十三高槻線	
阪急電鉄京都線	
JR東海道本線	
JRおおさか東線	非自家用広告物を禁止

➤ 道路・鉄道に係る指定地域



No.	道路・鉄道等の区間
①	一般国道423号
②	府道大阪中央環状線
③	名神高速道路
④	府道大阪中央環状線
⑤	府道茨木摂津線
⑥	府道箕面摂津線
⑦	府道南千里茨木停車場線
⑧	都市計画道路十三高槻線
⑨	阪急電鉄京都線
⑩	JR東海道本線
⑪	JRおおさか東線

市条例の内容

3

禁止物件

市条例第8条

1 すべての広告物を禁止するもの

- 橋りょう・地下道の上屋
- 街路樹、路傍樹、保護樹木・保護樹林・これらの支柱等
- 形像・記念碑
- 景観重要建造物・景観重要樹木
- トンネル・高架構造物・道路の分離帯・道路又は鉄道の擁壁
- 街灯・信号機・道路標識・歩道柵・駒止め・里程標
- 消火栓・火災報知器・火の見やぐら
- 郵便ポスト・電話ボックス
- 送電塔・送受信塔

市条例の内容

3

禁止物件

市条例第8条

2 はり紙・はり札等・広告旗・立看板等を禁止するもの

- 電柱
- 電話柱
- 街灯
- アーケード柱及びアーチ

市条例施行後



はり紙・はり札等・広告旗・立看板等を設置してはならない

市条例の内容

4

適用除外

市条例第7条2項

市条例第8条2項

広告物の区別	内容	禁止区域でも出せる	禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等
他の法令の規定により表示する広告物		◎	◎	
公共団体等が表示する広告物	公共団体又は公益法人等が公共目的で表示する広告物	◎	◎	表示面積が40㎡を超える場合は市長への届出が必要
自家用広告物	自己の事業又は営業を内容とするもので、自己が所有する不動産又は動産に表示するもの	◎	◎	表示面積の合計5㎡以下

◎:適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○:許可を受ければ表示可能
 ×:表示することができない

市条例の内容

4

適用除外

市条例第7条2項

市条例第8条2項

広告物の区別	内容	禁止区域でも出せる	禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等
冠婚葬祭等の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	◎	◎	
催し物用の広告物	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	◎	◎	
地域における公共的な取組に要する費用に広告料収入を充てるもの	広告料収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるものに要する費用の一部に充てるもの	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の清掃又は美化 ・ 街灯、ベンチ等の整備・管理 ・ 公共団体及び住民が実施する催物 ・ 道路環境の向上、防犯

◎：適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○：許可を受ければ表示可能
 ×：表示することができない

市条例の内容

4

適用除外

市条例第7条2項

市条例第8条2項

広告物の区別	内容	禁止区域でも出せる	禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等
道路に表示する広告物	本市又は府が管理する道路に表示するもので、広告料収入を当該道路の管理に要する費用の一部に充てるもの	○	○	
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	◎	×	表示面積7㎡以内 地上から上端までの高さ5m以内
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	◎	×	表示面積：表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ0.5㎡以下

◎：適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○：許可を受ければ表示可能
×：表示することができない

市条例の内容

4

適用除外

市条例第7条2項

市条例第8条2項

広告物の区別	内容	禁止区域でも出せる	禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等
教育文化施設、医療施設等に表示するする自家用広告物	自家用広告物で都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの	○	×	
車両・船舶・航空機等に表示する広告物	車両・船舶・航空機等に表示するもの	○	×	
電柱・停留所標識を利用する広告物	電柱・停留所標識を利用する広告物	○	×	

◎:適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○:許可を受ければ表示可能
 ×:表示することができない

市条例の内容

4

適用除外

市条例第7条2項

市条例第8条2項

広告物の区別	内容	禁止区域でも出せる	禁止物件でも出せる	適用除外となる基準等		
案内用の広告物	道崎案内図その他公衆の利便に供するために表示する案内板、誘導広告物など	○	×	地上から上端までの高さ5m以内 掲出個数2個まで		
営利を目的としない立看板等	政治、労働、宗教等の営利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	◎	×	表示面積等	はり紙	縦1.2×横0.8以内
					はり札	
					立看板	縦（脚部を含む） 2.0×横1.5以内
				表示内容	設置者・管理者の氏名・名称・連絡先及び表示機関の終始期を明示	

市条例の内容

5 禁止広告物等

市条例第9条

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

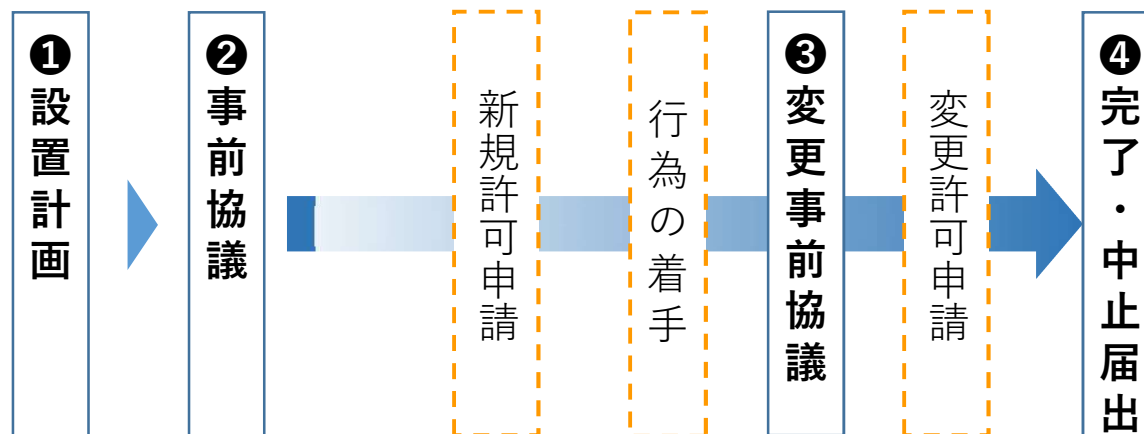


市条例の内容

6 事前協議制度

市条例第11条

- 許可申請が必要な屋外広告物は、許可申請の前に事前協議を義務付けることとします。
ここでは、主に景観について協議を行います。
- 吹田市景観まちづくり条例第19条に基づく、屋外広告物に関する「事前協議・届出」について、吹田市屋外広告物条例による「事前協議・許可」をする場合は不要とします。



※事前協議の開始時期の規定はありませんが、協議による変更を加味し、できる限り早い事前協議書の提出をお願いします。

市条例の内容

7

区域設定

市条例第12条

市全域

■ 制限緩和区域：にぎわいのある景観づくりを進める地域

【特性】商業活動等が積極的に営まれ、にぎわいのある景観づくりを進める地域

【対象地域】商業地域、近隣商業地域

■ 一般制限区域：産業と住宅との共存していく景観の形成を図る地域

【特性】にぎわいの中にも地域にふさわしい景観を整えていく地域

【対象地域】第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域

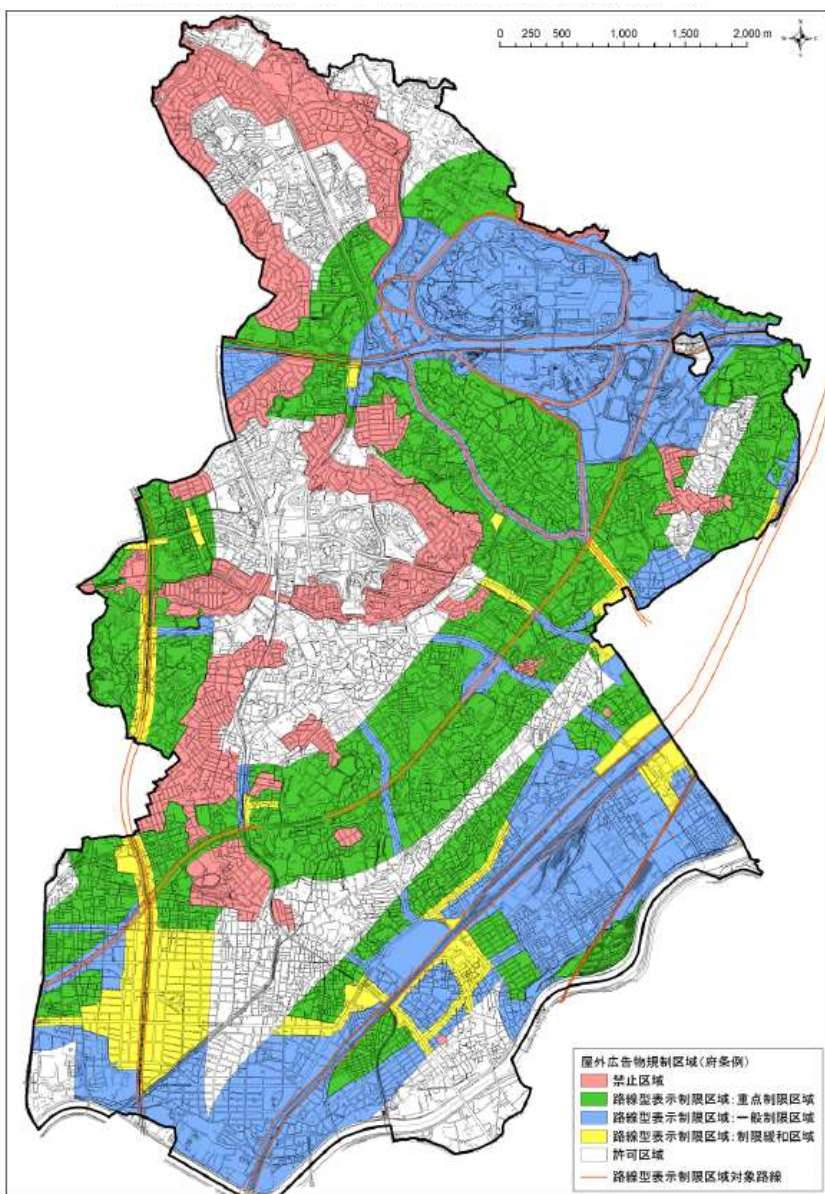
■ 重点制限区域：良好な環境で市民の生活が営まれる地域

【特性】市民の生活が営まれる地域

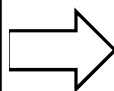
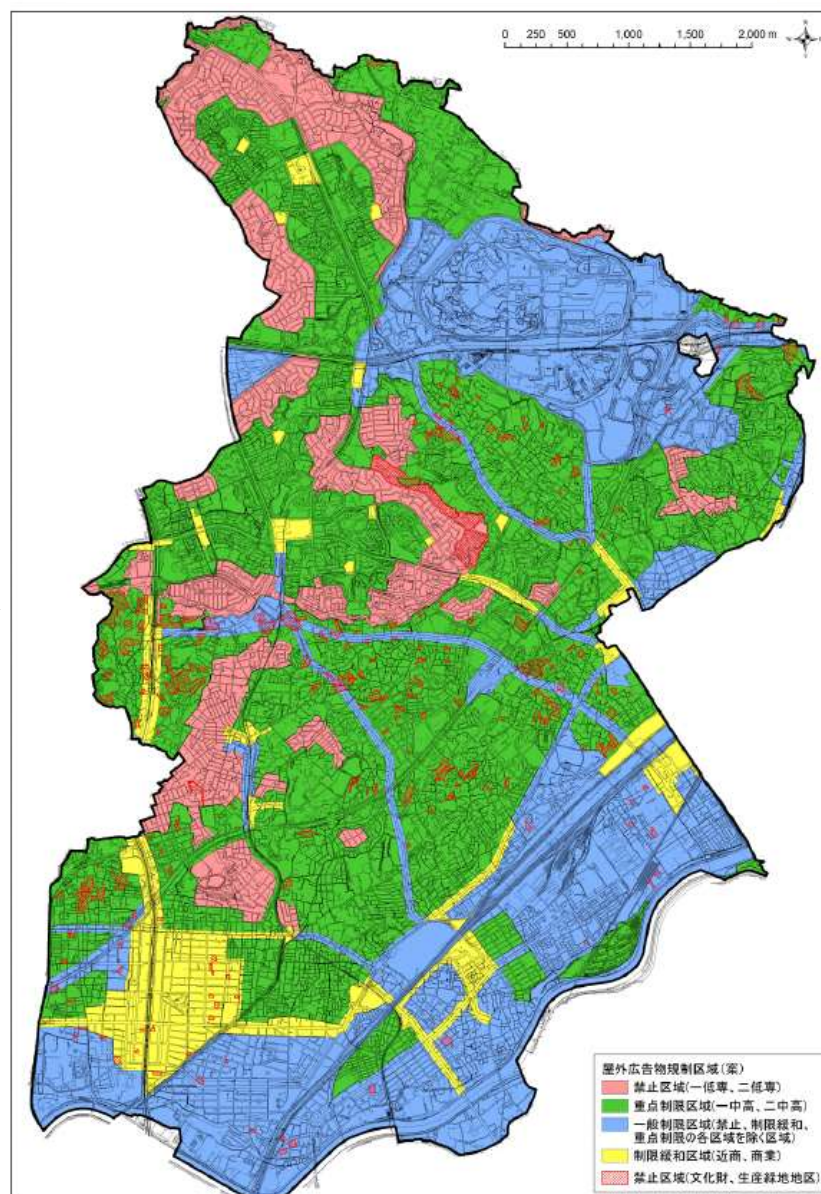
【対象地域】第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域



大阪府条例による規制区域



吹田市条例による規制区域



特別に規制の強化・緩和等が行われる地区

- **万博公園周辺の地域**：文化・スポーツ・レクリエーション拠点として広域性の高い都市拠点の形成を図る地域

【特性】吹田を代表する交流拠点にふさわしいまちなみ形成や来街者をもてなす景観形成を図る地域

【対象地域】千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区

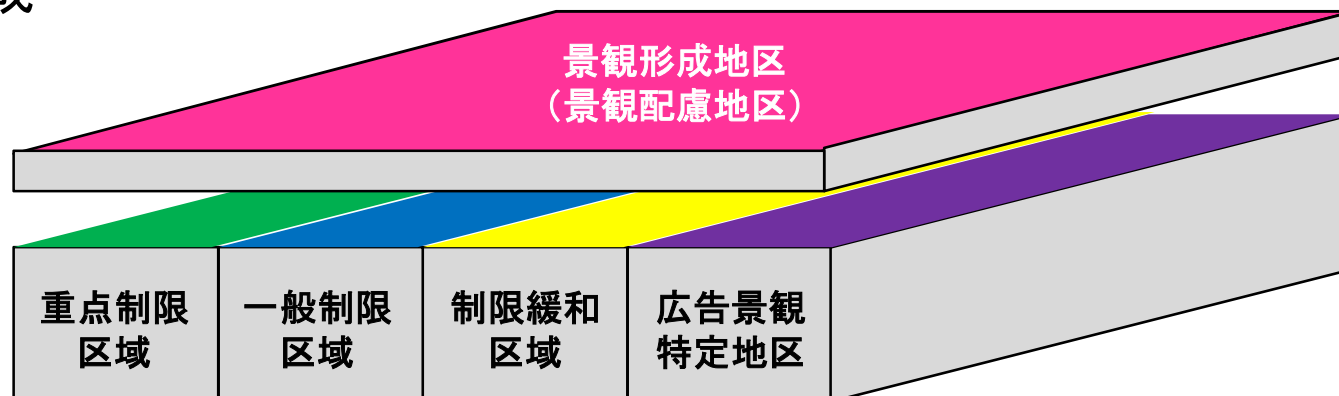
- **景観形成地区**：「景観形成基準」に基づき景観形成を重点的に図る地区

- **広告協定地区**

地域の住民が、屋外広告物の表示・設置位置、形状、面積、デザイン等を自主的なルールとして定め、市長が認定することにより公的な位置づけを与える。



区域構成



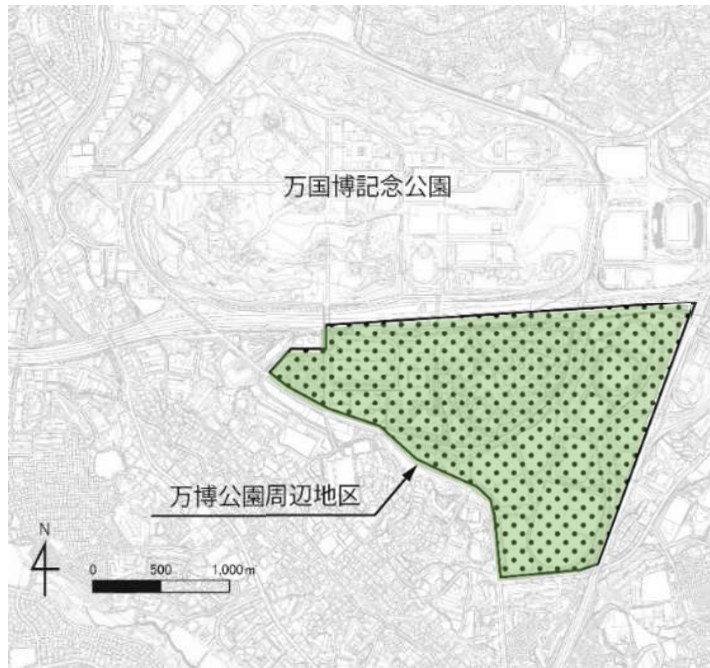
市条例の内容

8 広告景観特定地区

市条例第10条

地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる区域を、広告景観特定地区として指定することができる。

万博公園周辺地区



市条例の内容

9

管理責任者

市条例第16条

管理責任者の要件について

市条例施行後



一定規模以上の広告物等の
管理責任者には
以下の資格等のいずれかを要する

府条例	市条例施行後
資格要件なし	<ol style="list-style-type: none">高さが4メートルを超える広告塔、広告板その他これらに類するもの<ul style="list-style-type: none">□ 屋外広告士□ 建築士□ 特殊電気工事資格者（ネオン工事）□ 電気主任技術者□ 屋外広告物に関する講習会修了者□ 広告美術に関する職業訓練指導員、技術検定合格者、職業訓練修了者上記以外 資格要件なし ※上記要件を満たす管理責任者も可

市条例の内容

10 屋外広告業の登録

市条例第29条

市条例第39条

- 吹田市内で屋外広告業を営むためには、事前に市に登録することが必要になる。
- 大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けている者は、その旨を本市に届け出ることにより、本市の登録をうけたものとする「特例届出制度」を設けます。

11 公表

市条例第45条

条例に違反し、措置命令を受けた者が、正当な理由なくこれに従わなかったときは、氏名等を公表することができることとします。

市条例の内容

12

罰則

市条例第47～52条

対 象	罰金の額
登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	50万円以下
偽りその他不正な手段により登録を受けた者	
登録の取消しの規定による命令に違反した者	
措置命令に違反した者	
禁止区域、禁止物件、許可、変更の許可の規定に違反した者	30万円以下
除却義務の規定による除却をしない者	
登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
規定に違反して業務主任者を選任しない者	
許可又は変更の許可に付した条件に違反した者	20万円以下
変更又は工事の完了等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
立入検査等の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、検査を拒み、妨げ、忌避した者、質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者	

市条例の内容

13

経過措置

附則

1. この条例の施行の際、府条例の規定により大阪府知事が行った許可、命令その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に府条例の規定により大阪府知事に対して行われた申請、届出その他の行為は、施行日以後においては、この条例の相当規定に基づいて市長が行った許可、命令その他の行為又は市長に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。
2. 前項の規定により市長が行ったものとみなされた表示又は設置の許可に係る広告物又は掲出物件が第7条（禁止区域）、第8条（禁止物件）又は第12条第3項（許可基準）の規定に適合しない場合においては、当該規定を適用しない。
3. 前項の規定は、施行日以後に当該広告物又は掲出物件の変更又は改造を行うときは、適用しない。

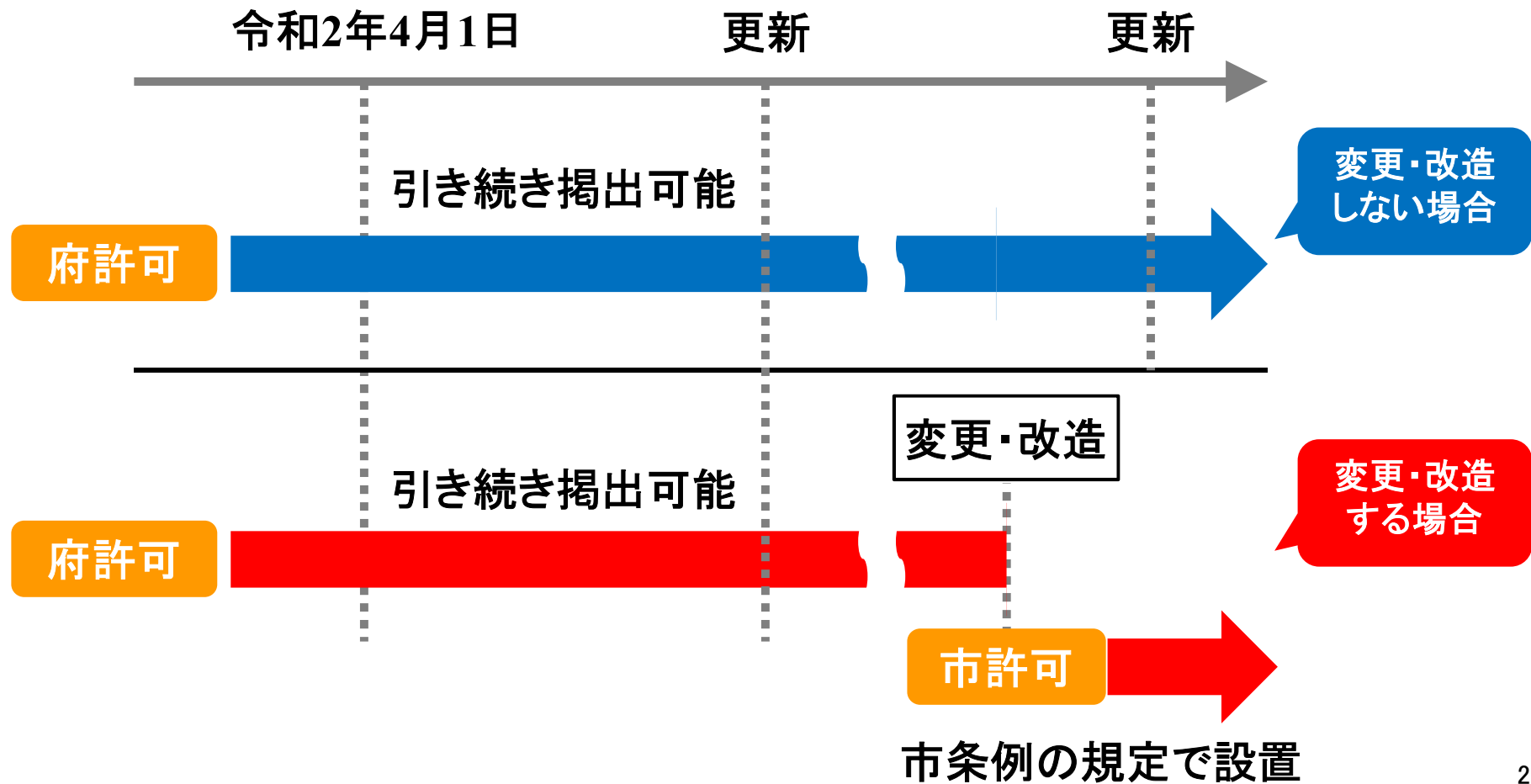
市条例の内容

13

経過措置

附則

市条例に適合しない場合



市条例の内容

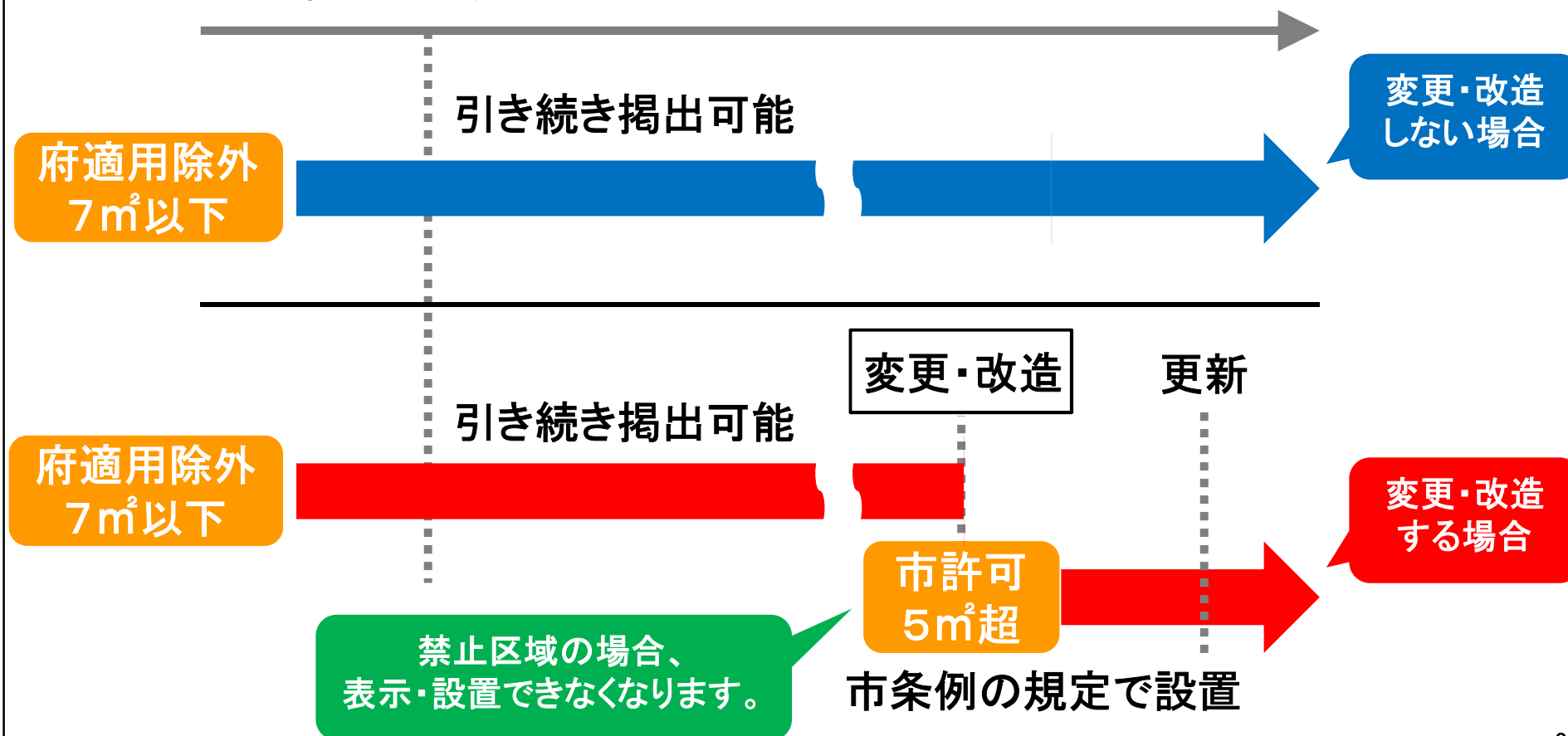
13

経過措置

施行規則附則

自家用広告物 5 m²～7 m²以内の取扱い（適用除外）

令和2年4月1日



2. 許可基準について

許可基準について

15

許可基準

市条例第12条

共通許可基準

- 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。
- 光源が点滅するもの、光源（ネオン管に限る。）が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと。（重点制限区域内に限る。）
- 吹田市景観まちづくり条例の規定により景観形成地区又は景観配慮地区として指定された地域においては、景観形成基準に適合すること。

許可基準について

15

許可基準

市条例第12条

共通許可基準

市条例施行後



以下の材料を使用した広告物は
掲出できません。

×



発光（蓄光）

×



×



反射



蛍光塗料使用例



発光塗料使用例

許可基準について

15

許可基準

市条例第12条

共通許可基準

市条例施行後



重点制限区域には
以下の広告物は掲出できません。



光源露出
(ネオン管に限る)



光源点滅



光源点滅



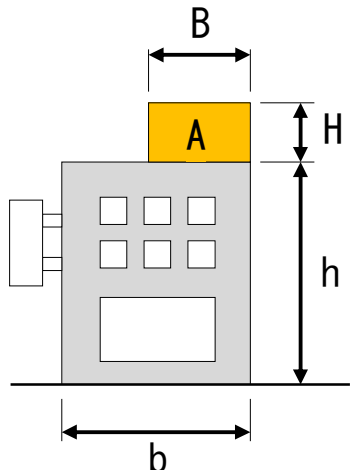
電光掲示板



デジタルサイネージ

許可基準について

屋上広告物

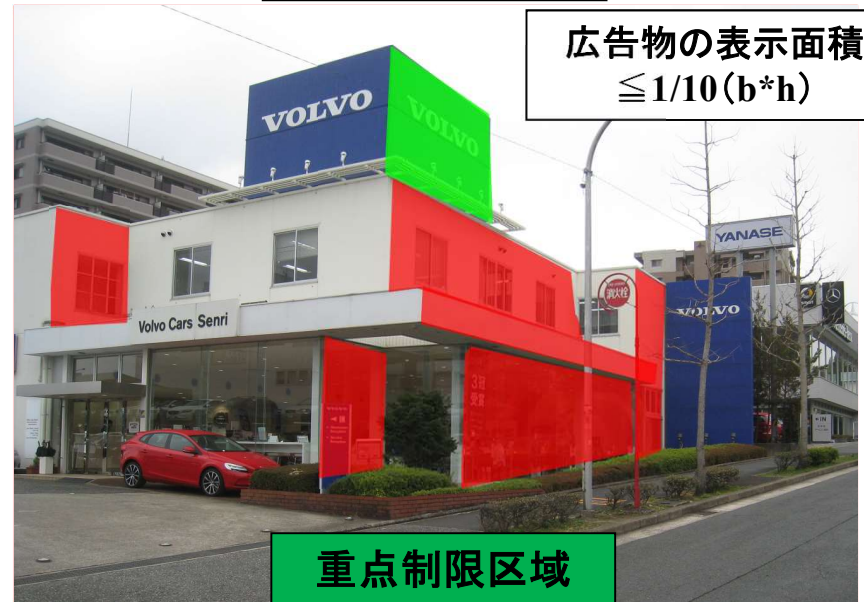
屋上広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
 <p>The diagram shows a building with a width b and height h. A sign is mounted on the roof with a width B and height H. The sign area is labeled A.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq 1/3h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$ ・ 広告物の表示面積 $A \leq 1/10 (b \times h)$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq 1/3h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq 2/3h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$

許可基準について

屋上広告物



一般制限区域



許可基準について

壁面広告物

壁面広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq 1/2h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$ ・ 広告物の表示面積 $A \leq 1/5 (b \times h)$ かつ 1 建築物につき 30 m^2以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq 1/2h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$ ・ 広告物の表示面積 $A \leq 1/5 (b \times h)$ かつ 1 建築物につき 50 m^2以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の縦の長さ $H \leq h$ ・ 広告物の横の長さ $B \leq b$ ・ 広告物の表示面積 $A \leq 1/5 (b \times h)$

許可基準について

壁面広告物

広告物の高さ $\leq 1/2h$



一般制限区域

広告物の幅 $\leq b$



制限緩和区域

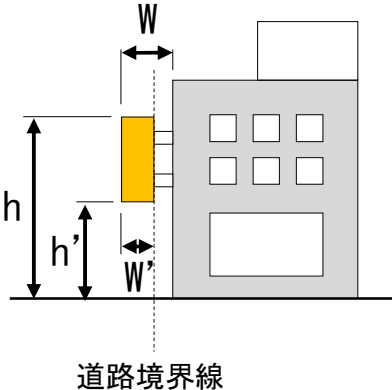
広告物の表示面積
 $\leq 1/5(b \cdot h)$ かつ
1 建造物につき 50m^2 以内



一般制限区域

許可基準について

突出広告物

突出広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
 <p>道路境界線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端の高さ $h \leq$ 取付壁面の高さ ・ 突出し幅 $W \leq 1.0\text{m}$ ・ 地上から最下端までの距離 車道上 $h' \geq 4.7\text{m}$ 歩道上 $h' \geq 2.5\text{m}$ ・ 掲出個数 1 建築物につき 2 個以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端の高さ $h \leq$ 取付壁面の高さ ・ 突出し幅 $W \leq 1.0\text{m}$ ・ 地上から最下端までの距離 車道上 $h' \geq 4.7\text{m}$ 歩道上 $h' \geq 2.5\text{m}$ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端の高さ $h \leq$ 取付壁面の高さ ・ 突出し幅 $W \leq 1.5\text{m}$ ・ 道路上への突き出し幅 $W' \leq 1.0\text{m}$ ・ 地上から最下端までの距離 車道上 $h' \geq 4.7\text{m}$ 歩道上 $h' \geq 2.5\text{m}$

許可基準について

突出広告物

突き出し幅 $W \leq 1.5m$



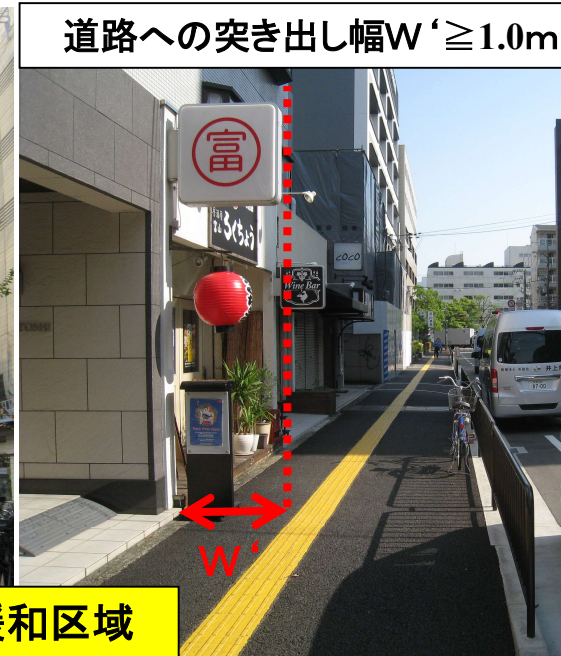
制限緩和区域

$h' \geq 2.5m$ (歩道)



制限緩和区域

道路への突き出し幅 $W' \geq 1.0m$



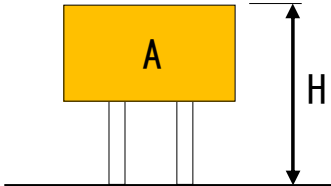
$h \leq$ 取付壁面の高さ
1建築物につき2個以内



重点制限区域

許可基準について

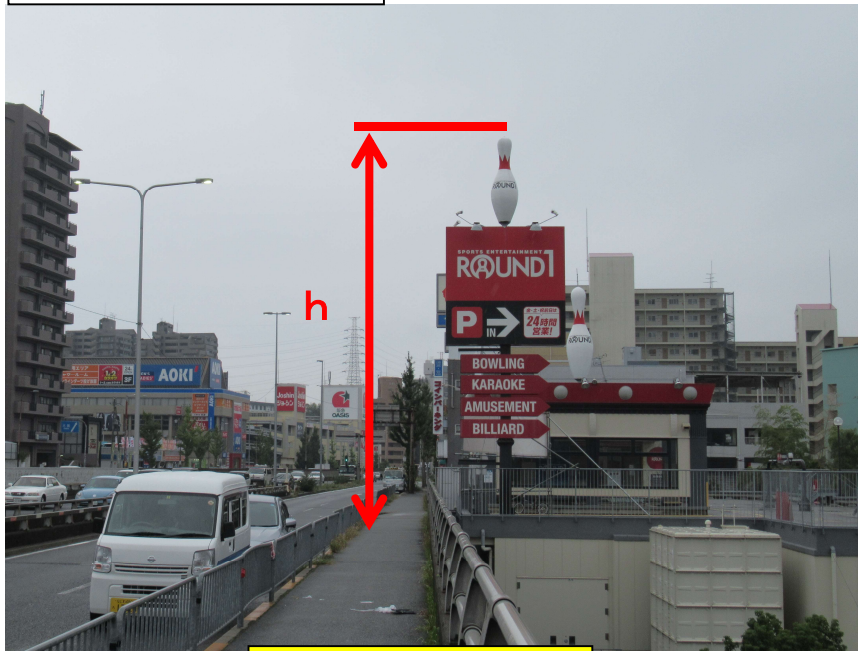
地上設置型広告物

地上設置型広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上から最上端までの距離 $H \leq 10\text{m}$ ・ 表示面積の合計 $A \leq 20 \text{ m}^2$ (一基あたり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上から最上端までの距離 $H \leq 15\text{m}$ ・ 表示面積の合計 $A \leq 30 \text{ m}^2$ (一基あたり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上から最上端までの距離 $H \leq 15\text{m}$ ・ 表示面積の合計 $A \leq 40 \text{ m}^2$ (一基あたり)

許可基準について

地上設置型広告物

$h \leq 15m$



制限緩和区域

$A \leq 40m^2$ (合計)



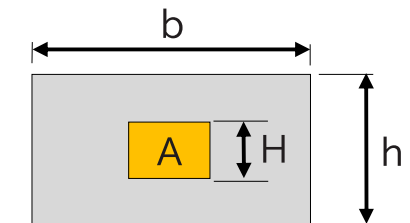
制限緩和区域



制限緩和区域

許可基準について

工作物(建築物は除く。)、塀・柵に設けるもの

工作物に設置する広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
	<ul style="list-style-type: none">・ 広告物の縦の長さ $H \leq h$・ 広告物の表示面積 $A \leq 1/2 (b \times h)$	<ul style="list-style-type: none">・ 広告物の縦の長さ $H \leq h$	<ul style="list-style-type: none">・ 広告物の縦の長さ $H \leq h$

許可基準について

工作物（建築物は除く。）、
塀・柵に設けるもの

広告物の縦の長さ $\leq h$



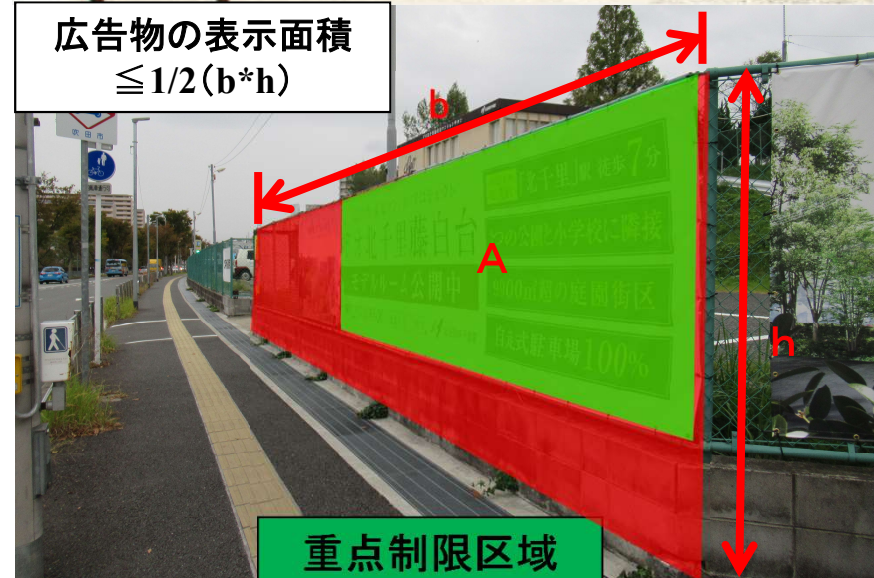
一般制限区域

広告物の縦の長さ $\leq h$



制限緩和区域

広告物の表示面積
 $\leq 1/2(b \cdot h)$



重点制限区域

許可基準について

電柱又は電話柱を利用するもの

電柱・電話柱を利用する広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
<p>袖付</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $a \leq 1.2\text{m}$ ・ $b \leq 0.45\text{m}$ ・ $W \leq 0.15\text{m}$ ・ (車道上) $h \geq 4.7\text{m}$、(歩道上) $h \geq 2.5\text{m}$ ・ 地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下のものであること ・ 1本につき1個までとすること 		
<p>巻付・塗布</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ $a \leq 1.5\text{m}$ ・ $h \geq 1.2\text{m}$ ・ 地色は、白色又は白以外の色で彩度が3以下のものであること ・ 1本につき1個までとすること 		

許可基準について



突き出して取付

- ・広告物の縦の長さ $\leq 1.2\text{m}$
- ・広告物の横の長さ $\leq 0.45\text{m}$
- ・地色は白色又は白以外の色で彩度が3以下
- ・一本につき1個まで

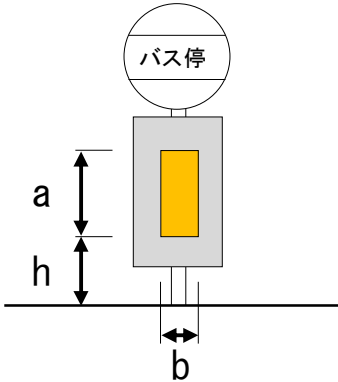
巻き付けて取付

- ・広告物の縦の長さ $\leq 1.5\text{m}$
- ・広告物の横の長さ \leq 柱の円周
- ・地色は白色又は白以外の色で彩度が3以下
- ・一本につき1個まで



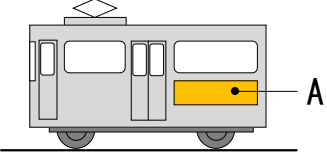
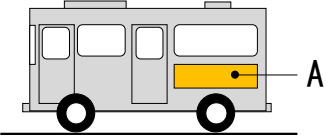
許可基準について

停留所標識を利用するもの

標識を 利用する広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
バス停留所標識 	<ul style="list-style-type: none">・ $a \leq 0.45\text{m}$・ $b \leq 0.45\text{m}$・ $h \geq 0.7\text{m}$・ 地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること (看板の場合に限る)・ 道路等の進行方向の正面に掲出しないこと		

許可基準について

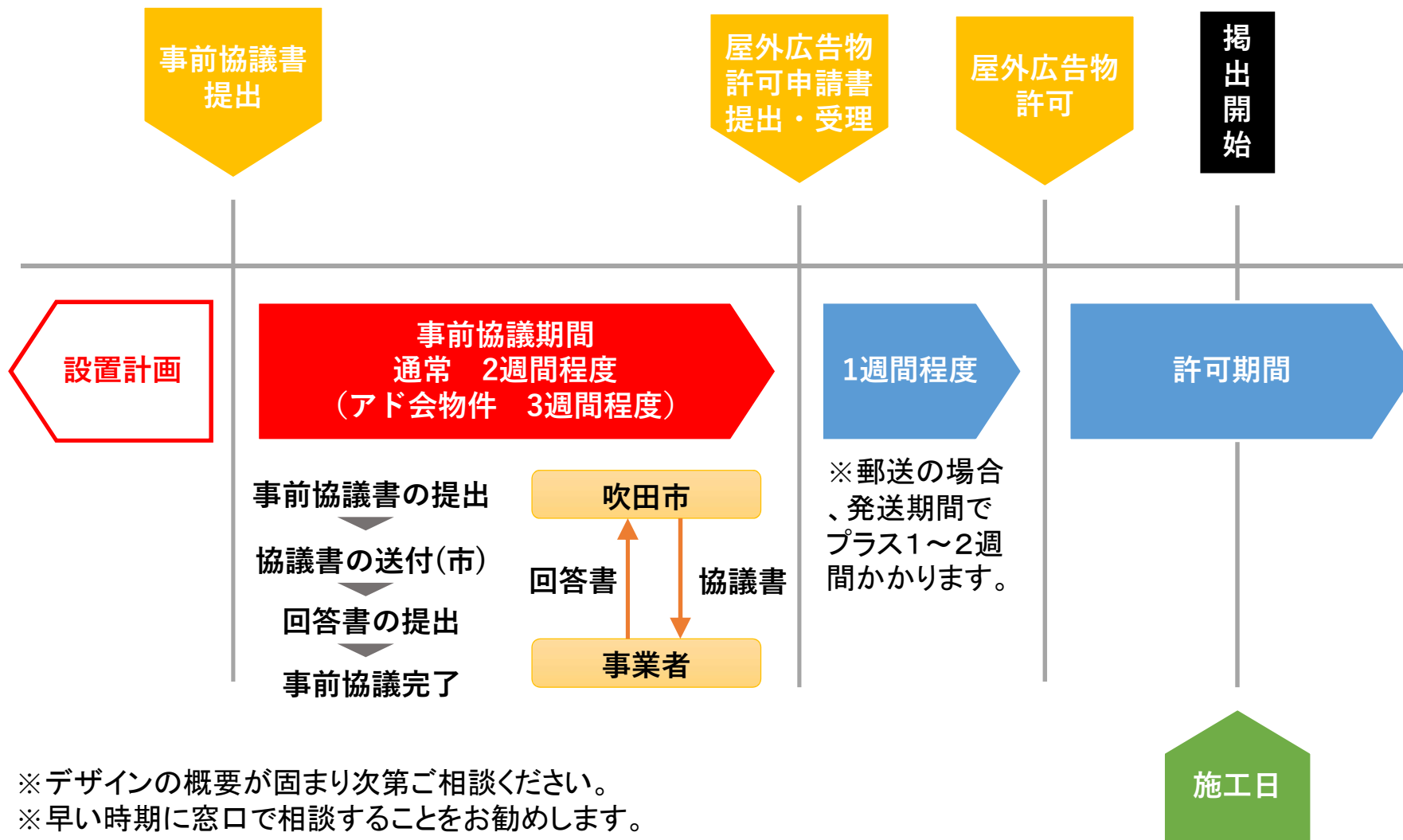
車体を利用するもの

車両を 利用する広告物	許可の基準		
	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
電車 	① 1車両当たりの表示面積：8.0㎡未満 ・車体各面の表示面積 $A \leq 4.0 \text{ m}^2$ ・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと		
	② 1車両当たりの表示面積：8.0㎡以上 ・市長が別に定める基準に適合するものであること		
路線バス 	① 1車両当たりの表示面積：4.0㎡未満 ・（側面）1面につき $A \leq 1.5 \text{ m}^2$ 、（後面） $A \leq 1.7 \text{ m}^2$ ・1面につき2個までとすること ・前面に表示しないこと ・窓又はドア等のガラス部分に表示しないこと ・消防車・救急車と紛らわしくないものとする		
	② 1車両当たりの表示面積：4.0㎡以上 ・市長が別に定める基準に適合するものであること		
広告宣伝車	・消防車・救急車と紛らわしくないものとする		

3. 手続きの流れ

手続きの流れ

(掲出までの想定スケジュール)



※デザインの概要が固まり次第ご相談ください。
※早い時期に窓口で相談することをお勧めします。

手続きの流れ

(新規・変更許可申請の場合)

申請者

都市計画室

事前協議書
【様式第号】正副2部

届出

受付

注1:

事前協議書(副本)の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、**必要な額の切手**を貼った封筒(A4サイズ用)を都市計画室に提出する。

景観アドバイザー会議

権限者との相談の上
協議書の回答

メールまたはFAX

協議書(指導・助言)の作成

メールまたはFAX

最終回答の受理後、審査
事前協議完了

事前協議完了を
通知します。☺

事前協議申出書(副本)、
の受領

事前協議申出書(副本)
の交付

新規許可申請へ

都市計画室にて事前協議書(副本)を受領する。
ただし、注1の場合に限り郵送にて受領することができます。

手続きの流れ

(新規・変更許可申請の場合)

申請者

都市計画室

屋外広告物許可申請書
【様式第4号】正副2部

申請

受付

注1:

納付書の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、**84円切手**を貼った封筒を都市計画室に提出する。

注2:

許可書(副本)、許可証(シール)の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、**必要な額の切手**を貼った封筒(A4サイズ用)を都市計画室に提出する。

銀行へ納付書を持参のうえ、
手数料を納入

納付書

納付書の交付

都市計画室にて納付書を受領する。
ただし、注1の場合に限り郵送にて受領することができます。

審査後、許可

納入先の銀行からの入金確認ができ次第、許可の手続きを行います。
お急ぎの場合は、領収印が押印された領収証書を都市計画室にFAXしていただければ、許可の手続きを行います。

許可を
通知します。☎

許可書(副本)、
許可証(シール)の受領

許可書(副本)、
許可証(シール)の交付

都市計画室にて許可書(副本)、許可証(シール)を受領する。
ただし、**注2**の場合に限り郵送にて受領することができます。

手続きの流れ

(新規・変更許可申請の場合)

申請者

都市計画室

屋外広告物の表示・設置、
許可証の貼付

屋外広告物工事完了届出書
【様式第11号】1部

届出

受理

許可期間中に屋外広告物を変更したい

変更許可申請

許可期間満了後も表示・設置しますか？

しない

屋外広告物の除却

する

継続許可申請

屋外広告物除却届出書
【様式第14号】1部

届出

受理

手続きの流れ

(継続許可申請の場合)

申請者

屋外広告物許可申請書
【様式第4号】正副2部

屋外広告物等安全点検報告書
【様式第1号】正副2部

申請

報告

都市計画室

受付後、審査

注1:

納付書の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、**84円切手**を貼った封筒を都市計画室に提出する。

注2:

許可書(副本)、許可証(シール)の郵送を希望する場合は、返信先を記入し、**必要な額の切手**を貼った封筒(A4サイズ用)を都市計画室に提出する。

銀行へ納付書を持参のうえ、
手数料を納入

納付書

納付書の交付

都市計画室にて納付書を受領する。
ただし、注1の場合に限り郵送にて受領することができます。

許可

納入先の銀行からの入金確認ができ次第、許可の手続きを行います。
お急ぎの場合は、領収印が押印された領収証書を都市計画室にFAXしていただければ、許可の手続きを行います。

許可書(副本)、
許可証(シール)の受領

許可書(副本)、
許可証(シール)の交付

手続きの流れ

(継続許可申請の場合)

申請者

都市計画室

屋外広告物の表示・設置、
許可証の貼付

許可期間中に屋外広告物を変更したい

変更許可申請

許可期間満了後も表示・設置しますか？

しない

屋外広告物の除却

する

継続許可申請

屋外広告物除却届出書
【様式第14号】1部

届出

受理